**平成２６年（フ）第９５１５号**
東京都練馬区光が丘５丁目６－１－504
債務者　高橋　磨未
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９５２４号**
東京都練馬区早宮３丁目34―28―201
債務者　佐藤　昭子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９５２８号**
東京都大田区東雪谷５丁目８－３－302
債務者　古澤　都子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９５２９号**
東京都墨田区東向島５丁目19―14―905
債務者　持延　　薫
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９５３４号**
東京都大田区大森西２丁目５－９－202
債務者　船山　成実
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９５６７号**
神奈川県川崎市幸区戸手本町２丁目225―201
債務者　岡地　　祥
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９５６９号**
東京都世田谷区東玉川２丁目38―８―403
債務者　高橋　信也
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９５７３号**
東京都調布市飛田給１丁目９－４
債務者　志村　律子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９５７６号**
東京都新宿区北新宿１丁目17―９　第２ひまわり荘102
債務者　高田　泰博
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９５８０号**
東京都東久留米市小山３丁目10―13―103
債務者　樋口富士子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９５８１号**
東京都町田市原町田５丁目３－12―701
債務者　松村　　光
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９５８２号**
東京都清瀬市松山１丁目13―３―411
債務者　石塚　晃子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９５８３号**
東京都足立区扇２丁目12―10―201
債務者　有本　善輝
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９５８４号**
東京都大田区南六郷１丁目30―３―1011
債務者　澤田かつえ
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９５９６号**
東京都国分寺市東恋ヶ窪４丁目２―12―102
債務者　佐藤　達夫
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９５９８号**
東京都練馬区光が丘２丁目７－３－201
債務者　田村　啓子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部